

第24回（平成28年11月15日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、全委員が御出席でございます。

それでは、以後の会議の進行につきまして、堀部委員長にお願い申し上げます。

○堀部委員長 ただいまから、第24回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

議題1「東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書の概要説明について」、大塚調査官から説明をお願いいたします。

○大塚調査官 番号法等により健康保険組合が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。東京薬業健康保険組合が実施する適用、給付及び徴収関係事務については、対象人数が30万人以上であり、特定個人情報保護評価について、全項目評価が義務付けられることから、番号法第27条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成28年11月10日付けの東薬発第257号にて、東京薬業健康保険組合から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。東京薬業健康保険組合の全項目評価書の概要説明については、8月5日の第15回委員会において、事務局が組合から全項目評価書の内容についてヒアリングを行い、委員会に説明することとされましたので、評価書の概要について事務局から説明させていただきます。

○堀部委員長 それではお願いします。

○事務局 東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書につきましては、今年5月の委員会において、番号保有分の評価について御承認いただき、公表したところです。今般、中間サーバー等を利用した情報連携部分につきまして、評価書への記載が加わり、評価の再実施が行われましたので、組合に代わって事務局から説明させていただきます。

それでは、資料1の7ページにあります別添1「事務の内容」に基づきまして、評価書の概要を説明させていただきます。

初めに、事務で使用する基幹システムの概要について説明いたします。図のオレンジ囲みで表されている基幹システムは、既存の適用システム、給付システム、徴収システムに新規の個人番号管理システムを加えた4つのシステムで構成されておりまして、加入者の個人番号のほか、資格の取得・喪失や給付、徴収に関する情報を管理しております。この基幹システム及びサーバーにつきましては、インターネット等の外部ネットワークと分離する措置を講じていることが評価書に記載されております。

続きまして、個人番号入手の流れについて説明させていただきます。個人番号の入手経路は3パターンございまして、まず1つ目は、本人から直接入手するケース、2つ目は、本人から事業主を経由して入手するケース、3つ目は、中間サーバー等を経由して情報提

供ネットワークシステム、地方公共団体情報システム機構から入手するケースとなっております。評価書には、それぞれ赤い矢印で記載されております。

3 パターンそれぞれにつきまして、まず1つ目の本人から直接入手する流れといたしましては、図の上段にあります赤い矢印のとおり、給付に関する紙の届出を一般被保険者から直接組合に提出する流れ、または図の中ほどにあります赤い矢印のとおり、紙の届出を任意継続被保険者や特例退職被保険者から直接組合に提出する流れの2つが挙げられます。それぞれ郵送による入手の際は、書留等を用いることを依頼し、また、必要に応じて送付先を印字した様式を利用することが評価書に記載されております。

続きまして、2つ目の本人から事業主を経由して入手する流れといたしましては、一般被保険者から事業主、そして組合へ向けた赤い矢印のとおり、事業主が紙又は電子記録媒体等にて組合に届出を行うものになります。組合の基幹システムにおきましては、全ての利用者にIDカード及びユーザIDを発行し、そのIDとパスワードにより多段階認証を行うことや、アクセス権限を付与する利用者は最小限に限定すること等が評価書に記載されております。また、情報システム責任者は、随時、不要なユーザIDの残存や不必要なアクセス権限の付与等がないか、管理簿の点検、見直しを行うこととしております。

最後に3つ目の中間サーバー等を経由して情報提供ネットワークシステム、地方公共団体情報システム機構から入手する流れといたしましては、図の右側にあります縦の赤い矢印のとおり、組合の中に設置する統合専用端末を使用して、回線により中間サーバー等へ情報照会を行い、情報提供ネットワークシステム等から情報照会の結果を取得するものとなります。情報照会の結果が取り込まれた統合専用端末と基幹システム専用端末との間の情報授受につきましては、図にも記載のとおり、パスワード認証機能がついたフラッシュメモリを用いて行うこととしております。

また、統合専用端末につきましては、中間サーバー等以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう、他のネットワークやシステムと分離することが評価書に記載されております。

評価書の概要につきましては、以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 今ちょっと気になったのは、フラッシュメモリで情報を取るという部分です。基幹システムと統合専用端末の間のフラッシュメモリを用いた特定個人情報の授受について、権限のある人に限定されて、厳密に管理された中でやれば問題ないと思うのですが、そういう中でも意図的に不正を働く人がいないとも限らないということで、不正に操作されるリスクを防止する措置について、もう少し詳しく説明してもらえればと思います。

○事務局 基幹システムと統合専用端末の間で情報授受を行う際に、権限のない者によって不正に操作されるリスクを防止する措置につきまして、評価書に記載されている事項を

説明させていただきます。

まず、統合専用端末との情報授受を行う基幹システム専用端末を限定しておりまして、この端末以外からは、権限を有する者でも、書き込みや取出しができないようシステムの的に制御するとされております。また、統合専用端末との情報授受を行う基幹システム専用端末は、限定された人のみがアクセスできるようにするとともに、情報システム責任者がパスワード設定したフラッシュメモリ以外は情報授受で使用できないようシステムの的に制御するとされております。

なお、フラッシュメモリへ複製を行う場合は、事前に情報システム責任者の承認を得ることとされておりまして、基幹システム専用端末及び統合専用端末の操作ログにつきましては、定期的に、又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体等への不必要な複製をチェックすることが評価書に記載されております。

以上です。

○阿部委員 事前のチェックと事後の確認のシステムがきちんと整っているということですね。ありがとうございました。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 今と同じところになりますが、操作については今説明いただいたのですけれども、実際にフラッシュメモリの中に特定個人情報が入って、それを削除するところでの削除の仕方等でリスクがあるかなと思っていまして、その点について、少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○事務局 基幹システム、統合専用端末及びフラッシュメモリに保存された特定個人情報の消去に係るリスク対策につきまして、評価書に記載されている事項をそれぞれ御説明させていただきます。

まず、基幹システムにおける措置といたしましては、保管期間が経過した特定個人情報は、システムの消去機能によって完全に消去することとされております。

次に、統合専用端末における措置といたしましては、統合専用端末の使用後は、ハードディスク等の中の特定個人情報データを全て削除することとされております。

最後に、フラッシュメモリにおける措置といたしましては、一時的に記録した特定個人情報は、使用の都度速やかに完全消去し、廃棄をする場合は、本体を破壊した上で廃棄業者にて溶解廃棄すると評価書に記載されております。

以上です。

○手塚委員 特にフラッシュメモリというのは移動媒体ですから、厳格に管理をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

先ほど説明がありましたように、東京薬業健康保険組合につきましては、以前、既に承認している部分もありますけれども、加入者等の特定個人情報を取り扱いますので、評価書に記載されているリスク対策を確実に実行するようにお伝えいただきたいと思います。

また、それぞれの業務に従事する担当者は、リスク対策を十分理解することが必要ですので、実務に即した教育・研修を確実に実施するよう、組合に伝えていただきたいと思います。

それでは、他に御意見ないようですので、本評価書につきましては、本日の説明、質疑応答を踏まえまして、審査を進めていくこととします。どうもありがとうございました。

次に、議題2「全国土木建築国民健康保険組合国民健康保険事務全項目評価書について」、大塚調査官と事務局から説明をお願いいたします。

○大塚調査官 全国土木建築国民健康保険組合国民健康保険事務全項目評価書につきましては、11月1日に開催されました第22回委員会において、全国土木建築国民健康保険組合の職員に出席いただき、概要を説明いただいたところです。本日は、この事務の全項目評価書について承認するかどうかを審査いただくものです。

それでは、評価指針に定める審査の観点等に基づいて、事務局において評価書の評価指針への適合性・妥当性について審査した結果の主な内容について、説明させていただきます。

○堀部委員長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 それでは、資料2の「特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査」について、説明させていただきます。

目次をご覧ください。1つ目の「全体的な事項」については、保護評価の手続が確実になされているか等の観点から、2つ目の「国民健康保険基幹情報ファイル」については、評価実施機関が保有する特定個人情報ファイルについて、入手・使用、委託、保管・消去等のそれぞれのプロセスにおいて当該ファイルの取扱概要やリスク対策等が具体的に記載されているか等の観点から審査をしています。

これら2つの項目につきましては、いずれも「問題は認められない」又は「該当なし」としてあります。

次に、12ページをご覧ください。「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査となります。主な考慮事項（細目）として、74番から76番の3点がございます。1点目の74番では、事業主から電子記録媒体で個人番号を入手する場合のリスク対策について具体的に記載されているか等の観点で審査した結果、「問題は認められない」としてあります。所見としましては、電子記録媒体の特定個人情報をスタンドアローン端末で紙に出力して保存すること、出力した後、電子記録媒体は速やかに事業主に返却し、スタンドアローン端末に残ったデータは、日々の業務終了後、管理者がデータを削除すること等が具体的に記載されているとしてあります。

2点目の75番では、地方公共団体情報システム機構からの個人番号の初期収集において、入手した個人番号をスタンドアローン端末に保存することについてのリスク対策が具体的に記載されているか等の観点で審査した結果、「問題は認められない」としてあります。所見としましては、保管の必要がない使用済の電子記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破棄

すること、スタンドアローン端末に保存したデータ（個人番号）は、平成29年4月の基幹システム移行が確認された後に消去すること等が具体的に記載されているとしています。

3点目の76番では、平成29年4月の基幹システム導入後の特定個人情報の使用や情報連携について、リスク対策を具体的に記載しているか等の観点で審査した結果、「問題は認められない」としています。所見としましては、全てのシステム利用者に手のひら静脈認証によりログイン認証を行うこと、情報授受を行う基幹システム専用端末を限定し、それ以外の基幹システム専用端末は、電子記録媒体及びフラッシュメモリーの書き込みや読出しができないようシステムの的に制御すること、中間サーバー等との通信は、IP-VPNによる閉域サービスの通信経路を使用すること等が具体的に記載されているとしています。

次に、13ページ上段をご覧ください。これまでの主な考慮事項におきまして、いずれも審査結果は「問題は認められない」又は「該当なし」ということでしたので、総評としまして、次の3点を記載しております。

1点目として、事務の内容や流れが具体的に記載されていること、2点目として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策が具体的に記載されていること、3点目として、評価実施機関に特有の問題である基幹システム導入前と導入後におけるリスク対策が具体的に記載されていること、それぞれについて、「特段の問題は認められないものと考えられる。」としております。

次に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」をご覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

1点目として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、3点目として、職員への教育・研修は、基幹システム導入前及び導入後の実務に即して実施することが重要であること、4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載させていただいております。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御発言がありませんので、本評価書につきましては承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 ありがとうございます。それでは、承認いたします。

この承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○大塚調査官 全国土木建築国民健康保険組合に対しまして、承認された旨及び承認後に

評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

次の議題に移らせていただきます。議題3「出張の報告（第38回データ保護プライバシーコミッショナー国際会議）について」、事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、私から、第38回データ保護プライバシーコミッショナー国際会議の出張報告をさせていただきます。資料3をご覧ください。

平成28年10月17日から20日まで、モロッコ王国のマラケシュにおいて開催されました第38回データ保護プライバシーコミッショナー国際会議に、委員長、坂巻参事官、それから私が参加してまいりました。

こちらの注書きですけれども、本会議への参加資格につきましては、今年はオブザーバーとして参加をしております。しかし、この会議で採択されました決議におきまして、来年、改正個人情報保護法の全面施行を受けまして、当委員会が正式メンバーになる旨が盛り込まれております。

本文に戻りますが、今回の各国のプライバシー保護機関間で議論を行うセッションにおきましては、ロボットや人工知能が取り扱う個人データの保護について議論が行われました。

また、プライバシー保護機関に加えまして有識者や民間企業等も参加しますセッションにおきましては、災害時などにおける個人データの取扱い、安全保障とプライバシーの保護との調和、それからデジタル教育などについて講演や議論が行われております。

さらに、この会議期間中にパネルディスカッションが開催されているのですけれども、そのうちの1つ、執行協力に関するパネルディスカッションにおきましては、委員長から当委員会の設立及び今後の執行協力等について講演していただいております。また、世界に共通して適用されるプライバシー基準を考えるパネルディスカッションにおきましては、坂巻参事官から、APECのCBPRとその拡大に向けた当委員会の取組について説明を行っていただいております。

次回のコミッショナー会議につきましては、来年9月に香港で開催される予定です。

私からは以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。坂巻参事官、どうぞ。

○坂巻参事官 このプライバシーコミッショナー国際会議は、4日間にわたって行われたのですけれども、最終日の20日の午前中に、その会議に欧州委員会から代表として、司法総局のカウンターパートであるデータ保護課長がいらっしゃってましたので、バイラテラルでもう一度会談を行いました。その中で、改めて相互の円滑な個人データの流通について協力を進めていくということをお話し合いまして、例えば民間企業とかも含めた新しいステークホルダーも入れた取組を行っていこうかということで一致をいたしました。

こちらのほうも、このプライバシーコミッショナー国際会議の出張報告に併せて報告させていただきます。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 今の御報告にもありましたけれども、来年、正式メンバーになることが盛り込まれたということで、私どもの個人情報保護委員会に対する期待とか関心が非常に高いということも窺い知ることができました。

また、この会議の中で委員長、坂巻参事官から、様々な形でこの委員会の中で取り組まれていることについても御報告いただくというか、その意味できちんと発信をしていただくこともできているということで、是非今後とも、そういう期待に応えられるような形で活動を展開していくことを期待したいと思っております。

もう一つは、今、この中でいろいろな形で議論が行われたということですが、AIとかロボットのデータの扱いとか、災害時の個人データの取扱いとか、これは私たち自身にとっても非常に興味深いというか関心のあることなので、是非機会を捉えて私ども委員にも、どんな議論が行われたかということ伝えていただけるように、そんなことを是非お願いしたいと思っております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 今、大滝委員がおっしゃったことは私も非常に同感をするのですが、それに付け加えて、先ほどの御報告の中で、パネルディスカッションで説明する機会があったということは非常に良いことだと思います。日本の改正個人情報保護法への各国の関心の高さの表れだと思われまますので、各国との協力関係の構築というのは私どもの使命ですので、その使命をきちんと敷衍していっていると思われまます。

特に個人情報保護法で掲げられている保護と利活用のバランスをきちんと守って推進していくということが、これも私どもの使命ですので、それを基として活動していることを各国に積極的にアピールできたことで、当委員会のプレゼンスを高めるということに利益があった、役立ったと思われまますので、それを一層推進しなければいけないと思っております。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 大滝委員、丹野委員がお話しされたこととほとんど同感ですが、特に当委員会でも、今年8日のアップ・デートも含めて国際的な取組方針があり、日本国内でもそれをアピールする機会を持っていますけれども、CBPRを推進するということを決めた後に、こうした委員会のパネルディスカッションで坂巻参事官のほうからきちんとまたその取組のお話できて、日本のプレゼンスもそうですし、こういう国際的なCBPRでの枠組みということもアピールする機会があって、これを非常に細かく重ねていくこ

とで、多分相当日本にとっても有利な方向に行く可能性が出たのではないかとということで、是非今後も引き続き、機会を捉えて細かく情報を開示していくような取組をお願いしたいと思えます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

コミッショナー会議につきましては、私自身38回のうち多分3分の2ぐらいは参加してきていまして、顔見知りが多いのですけれども、各国のかなり多くのコミッショナーとも交流を深めることができました。

データ保護関係では、これが世界全ての関係国を対象にしているところでありますので、ここで今後もこのような活動をしていくということが必要かと思えます。

この会議では決議ばかり行われていますが、恐らくメンバーですと、それをどういうふうに行うのかとか議論しているのではないかと推測します。まだオブザーバーなのでそういうことに参加していません。事務局から後ほど資料を渡して頂きますが、そういうものがある、国内でどうするかとか、あるいは国際的にどう対応するのかということは、今後検討していかなければならないのではないかとと思えます。

次に議題4「その他」です。

預金保険機構の全項目評価書の公表について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 預金保険機構の「預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務全項目評価書」につきましては、前回の委員会において承認いただいたところです。承認の際に決定いただいた個人情報保護委員会による審査欄への記載事項は、評価実施機関において評価書に反映していただいております。今般、11月7日付でマイナンバー保護評価Web及び評価実施機関のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、報告いたします。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

御質問はございますか。

特にないようですので、報告として了解させていただきます。ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、資料1の評価書については承認された後に、その他の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。

今後の予定につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、11月22日火曜日の10時半からこの会議室で行います。

本日の資料は、ただいま御決定いただいたとおりに取り扱います。また、全国土木建築国民健康保険組合の全項目評価書が承認されましたので、前回会議の提出資料でありました評価書を公表したいと考えております。

本日は以上でございます。誠にありがとうございました。